

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号			
次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
1	A)申請人が技能実習2号良好修了者の場合	※③のみ参考様式第1-2号	△ (注1)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の別表を参照 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であつて、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無	有	無	
	B)申請人が上記に該当しない場合		○		有	無	有	無	
			○	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無	有	無	
2	所属機関が許可又は免許を受けて漁業又は養殖業を営んでいる場合		△ (注3)		有	無	有	無	
	所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合		△ (注3)		有	無	有	無	
3	漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合		△ (注3)		有	無	有	無	
4	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)	分野参考様式第12-1号	○		有	無	有	無	
5	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) (注) 特定技能外国人の初回の受入れから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて漁業分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第12-1号)の提出が必要	有	無	有	無	
以下、登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要書類(登録支援機関の関係書類)									
6	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)	分野参考様式第12-2号	○		有	無	有	無	

※ 漁業分野（派遣雇用）に関する必要な書類

6～11は、派遣先（法人の場合）に関するもの

<認定・変更用・第3表の10の2>

12～17は、派遣先（個人事業主の場合）に関するもの

番号	必要書類		様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号		
1	派遣元の要件に応じた次のAからDまでのいずれかの資料								
	A)漁業又は漁業に関連する業務を行っている場合	漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類 例) 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算関係書類等		△ (注4)		有	無		有 無
	B)地方公共団体等が出資（資本金の過半数）している機関である場合	資本金の出資者を明らかにする書類 例) 有価証券報告書、株主名簿の写し等		△ (注4)	※漁業を行っている者などが出資（資本金の過半数）している場合も含む。	有	無		有 無
	C)地方公共団体の職員等が役員として在籍している場合	地方公共団体の職員等が役員として在籍していることが確認できる書類 例) 役員名簿等		△ (注4)	※漁業を行っている者などが役員である場合も含む。	有	無		有 無
	D)地方公共団体等が実質的に業務執行関与している場合	業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類 例) 業務方法書、組織体制図等		△ (注4)	※漁業を行っている者などが実質的に業務執行関与している場合も含む。	有	無		有 無
2	労働者派遣事業許可証の写し			△ (注4)		有	無		有 無
3	派遣計画書		参考様式 第1-12号	○		有	無		有 無
4	労働者派遣契約書の写し			○		有	無		有 無
5	就業条件明示書の写し		参考様式 第1-13号	○		有	無		有 無

※ 漁業分野（派遣雇用）に関する必要な書類

6～11は、派遣先（法人の場合）に関するもの

<認定・変更用・第3表の10の2>

12～17は、派遣先（個人事業主の場合）に関するもの

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
6	派遣先の概要書（漁業分野） （注）漁業分野において受け入れる場合	参考様式 第1-15号	○		有	無		有	無
7	労働保険の適用事業所の場合は次のAからCまでのいずれかの書類		/	/	/	/	/	/	/
	A)初めての受入れの場合	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)		△ (注5)	※口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無	有	無
	B)受入れ中の場合 ※労働保険事務組合に事務委託していない場合	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要		△ (注5)		有	無	有	無
	C)受入れ中の場合 ※労働保険事務組合に事務委託している場合	労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要		△ (注5)		有	無	有	無
D)労働保険の適用事業所ではない→□		/	/	※労働保険の適用事業所ではない場合、□にチェックを入れてください。 ※提出書類はありません。	/	/	/	/	
8	社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要		△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合に、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
9	税務署発行の納税証明書(その3) (注1)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②法人税」「③消費税及び地方消費税」 (注)①について、「申告所得税」ではなく「源泉所得税」		△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について未納額のための納税証明書(その1)の提出が必要	有	無		有	無
10	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類		/	/	/	/	/	/	/
	A)初めての受入れの場合	法人住民税の市町村発行の納税証明書 (注)直近1年度分が必要		△ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合に、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無	有	無
B)受入れ中の場合	法人住民税の市町村発行の納税証明書 (注)直近2年度分が必要		△ (注5)	有		無	有	無	
11	公的義務履行に関する説明書 (注)上記7から10までに、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要	参考様式 第1-27号	△	※7から10までのいずれについても滞納がない場合に限る。	有	無		有	無

※ 漁業分野（派遣雇用）に関する必要な書類

6～11は、派遣先（法人の場合）に関するもの

<認定・変更用・第3表の10の2>

12～17は、派遣先（個人事業主の場合）に関するもの

番号	必要書類	様式番号	提出の 可否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
12	派遣先の概要書（漁業分野） （注）漁業分野において受け入れる場合	参考様式 第1-15号	○		有	無		有	無
13	労働保険の適用事業所の場合は次のAからCまでのいずれかの書類								
	A)初めての受入れの場合	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)	△ (注5)		有	無		有	無
	B)受入れ中の場合 ※労働保険事務組合に事務委託していない場合	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要	△ (注5)	※口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無		有	無
	C)受入れ中の場合 ※労働保険事務組合に事務委託している場合	労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要	△ (注5)		有	無		有	無
	D) 労働保険の適用事業所ではない→□			※労働保険の適用事業所ではない場合、□にチェックを入れてください。 ※提出書類はありません。					
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類								
14	A)健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合	社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要	△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合に、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
	B)健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合	個人事業主の国民健康保険被保険者証の写し (注)保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。	△ (注5)		有	無		有	無
		個人事業主の国民健康保険料(税)納付証明書 (注1)初めて受け入れる場合には直近1年分、受入れ中の場合には直近2年分が必要 (注2)保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。	△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合には「納付の猶予許可通知書」又は「換価の猶予許可通知書」の写しの提出が必要	有	無		有	無
		個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し又は被保険者記録照会(納付Ⅱ) (注1)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要 (注2)基礎年金番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。	△ (注5)		有	無		有	無

※ 漁業分野（派遣雇用）に関する必要な書類

6～11は、派遣先（法人の場合）に関するもの

<認定・変更用・第3表の10の2>

12～17は、派遣先（個人事業主の場合）に関するもの

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
15	個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3) (注)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「② 申告所得税及び復興特別所得税」「③消費税及び地方 消費税」「④相続税」「⑤贈与税」		△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受け ている場合は、当該適用がある旨の記載 がある納税証明書及び未納がある項目に ついて未納額のための納税証明書(その1) の提出が必要	有	無		有	無
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類								
16	A)初めての受入れの場 合 個人事業主の個人住民税の市町 村発行の納税証明書 (注)直近1年分が必要		△ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶 予又は納付受託)の適用を受けている場 合に、当該適用を受けていることが納税 証明書に記載されていないときは、当該 適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
	B)受入れ中の場合 個人事業主の個人住民税の市町 村発行の納税証明書 (注)直近2年分が必要		△ (注5)		有	無		有	無
17	公的義務履行に関する説明書 (注)上記13から16までにし、「△(注5)」の適用に より、提出不要の適用を受ける場合に必要	参考様式 第1-27号	△	※13から16までのいずれについても滞 納がない場合に限る。	有	無		有	無